

補助金調書

補助金名	共同事業促進補助金 (地域との共生を目指す元気商店街応援事業)			担当課 (連絡先)	経済観光文化局中小企業振興部 地域産業支援課 (TEL 441-3303)
交付先	団体	商店街及びNPO法人, 民間事業者等		区分	その他の補助金
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期	平成29年4月		
(公募の場合) 応募要件	商店街等又は事業実施場所である商店街等の推薦を受けた商店街以外の団体。 ただし、商店街以外の団体については、事業実施場所である商店街等において、商店街等と連携・共働して事業を実施し、当該商店街等の活性化を図るものに限る。				
(非公募の場合) 非公募の理由					
補助開始年度	平成25	年度	経過年数	5	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	商店街やNPO法人等が実施する地域の高齢化等の社会課題解決に向けた取組みに対し、その事業経費の一部を補助し、その実施場所である商店街の活性化を図る				
補助金の終期	平成32	年度	延長回数	1	回
終期を延長する理由	本市の地域経済の活性化に重要な役割をもつ商店街等が行う社会課題に対応した集客力向上及び売上増加の効果のある事業又は商店街以外の団体が商店街等と共働して、商店街を事業の実施場所として行う同様の効果のある事業に、補助金を交付することにより、商店街の活性化を図ることを目的とする。 しかしながら、商店街の現状は、人材不足や会員減少による資金不足等の課題を抱え、活性化への取組みがますます重要となっている。 このような状況を踏まえ、更なる経営基盤強化を図るために、商店街が取り組む販売促進事業や地域課題解決やまちづくり活動等のソフト事業を今後も引き続き支援する必要がある。				
交付対象経費及び補助金の算定方法等	定率	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 ・補助対象経費: 事業経費, 謝金, 旅費 ・補助率: 補助対象経費の3/4以内 ・補助限度額 【単年度補助】 200万円限度(1度限り) 【複数年度補助】 1年目 80万円以内, 2年目 70万円以内, 3年目 50万円			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	1 件	1 件	1 件	
	2000 千円	2000 千円	2000 千円	2000 千円	
前年度補助事業の主な実施概要	南区西長住校区にある「上長尾名店会」が、有限会社 吉浦ビルと連携して、主に地域の高齢者と孤食傾向にある子どもたちを対象に、地域コミュニティ食堂「上長尾テラス(福岡市城南区樋井川3丁目7-8(別紙地図))」を、商店街内の空き家をリノベーションして開設。 ◆ 自宅で一人で食事をしている子どもや高齢者を対象にワンコイン(1食500円)で食事を提供 ◆ 施設内に地域住民の作品を展示する販売ギャラリー(レンタルボックス)を設置し、地域住民の創作活動を支援 ◆ 商店街の休憩、情報発信の場所として、カフェ機能やレンタルスペースを提供				
補助金交付による効果	事業を実施した商店街から、「来街者が顕著に増加した」との報告を受けている。				

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。